

2023年5月30日

東京電力ホールディングス株式会社
社長 小早川 智明 様

脱原発福島県民会議

共同代表 角田 政志

(福島県平和フォーラム代表) 公印省略

共同代表 狩野 光昭

(社民党福島県連合代表) 公印省略

共同代表 猪狩 守

(プルサーマル反対双葉地方住民会議) 公印省略

東京電力福島第一原発事故から12年余りを経ても事故被災地の「復興」はまだ道半ばであり、課題が山積しています。政府と東京電力が行おうとしている「トリチウム汚染水」(ALPS処理水)海洋放出は、事故被害者にさらに放射能汚染を押し付ける「故意の加害行為」であり、私たちは断じて容認できません。

脱原発福島県民会議をはじめ、福島第一原発事故による被害者を含む、全国の10団体(本質問状の末尾に、現在の政府交渉呼びかけ10団体名を記載)は、2018年以降9回にわたって「トリチウム汚染水」(ALPS処理水)海洋放出の問題について、政府(経産省・規制庁・外務省、等)との交渉(文書でのやり取りも含め)を行ってきました。また、福島県においても、脱原発福島県民会議として、貴社への申し入れ、意見交換を重ねてきました。

今年2月9日の政府交渉(「福島第一原発ALPS処理水海洋放出決定に関する」意見交換会)における規制庁とのやり取りを受けて貴社に対して提出した「質問状」(3月13日付)に対して、貴社から回答(4月2日付)を受け取りました。それに対する再質問(下記、質問項目2.)を含む、以下の質問について回答を求めます。

貴社は、原発重大事故を起こした責任、さらに事故後に地下水対策に失敗して大量の放射能汚染水が生じる事態を招いた責任を認め、重く受け止め、被害者に謝罪した上で、以下の質問に真摯に回答されるよう求めます。

1. 「関係者の理解なしにはいかなる処分を行わない」文書確約について

貴社は「関係者の理解なしには、いかなる処分も行わず、多核種除去設備で処理した水は発電所敷地内のタンクに貯蔵いたします」との文書確約を漁連に対して行なっています。(福島県漁業協同組合連合会代表理事会長宛文書「東京電力福島第一発電所のサブドレン水等の排水に対する要望書に対する回答について」2015年8月25日)

貴社は、原子炉建屋内に流入する大量の地下水への対策に失敗し、燃料デブリに触れた高濃度汚染水を大量に発生させました。その責任を棚上げにして、増え続ける汚染水を抑制するため、「やむを得ない緊急対策」として、2015年に「建屋流入前のサブドレン及び地下水ドレンの海洋放出」を認めるよう福島県漁連や福島県民に迫りました。当時は、県内の農林水産物の放射能汚染がかなり軽減し、原発事故被害の苦境からの再生に向けた希望がやっと見えはじめた矢先で、漁業者をはじめ福島県民にとって、まさに「苦渋の選択」でした。「関係者の理解なしには、ALPS処理水のいかなる処分も行わず、発電所敷地内のタンクに貯蔵する」等の約束は、この時に政府・東電と漁業者及び関係者との間で、文書等で交わされた極めて「重い約束」です。

- ① 上記のように非常に「重い約束」であるこの文書確約を、必ず守ることを改めて明言してください。
- ② 「トリチウム汚染水」(ALPS 処理水)の海洋放出によって影響を受ける人々は、福島県の漁業者だけではなく、農林業、観光業はじめ、全ての福島県民が関係者です。そして周辺県の漁業者及び全国漁連も反対を表明しています。さらには、太平洋島嶼国等、太平洋を共有するすべての人々が「関係者」です。いかがですか。
- ③ 「関係者の理解」なしに、放出に向けた海底トンネルの建設工事や様々な準備作業を強行に進めていること自体が「約束違反」です。即刻、これらの作業を中止し、海洋放出の方針を撤回すべきです。いかがですか。

2. 「サブドレン及び地下水ドレン運用指針」、「福島第一原発 特定原子力施設に係る実施計画」について

「サブドレン及び地下水ドレンの運用方針」(東電、2015年9月、以下「運用方針」)では、下記が明記されています。

- ① トリチウム濃度が運用目標の1,500Bq/Lを超えないこと
- ② 希釈しない
- ③ トリチウム濃度が1,500Bq/Lを超える場合は、発電所構内のタンク等に移送し排水しない

トリチウム濃度が1,500Bq/Lを超えて排水されなかった「サブドレン及び地下水ドレン」の汲上げ水は、実は、地下水ドレン中継タンクからウェルタンクを介して2号機タービン建屋へ移送されていて、計約6.5万トンになります。これは、1~4号機建屋滞留水と混ざりあって、多核種除去設備(ALPS)で処理され、タンクに貯留されています。132万トン(2021年4月1日時点では125万トン)のうちの約6.5万トンが「サブドレン及び地下水ドレン」汲上げ水なのです。そのようなALPS処理水を海洋放出すれば、「希釈しない、排水しない」と定めた上記の運用方針に反します。

原子力規制委員会・規制庁は、私たち脱原発福島県民会議など10団体との2023年2月9日の交渉で、「『サブドレン及び地下水ドレン』の水が、建屋滞留水等と混在してALPSで処理され、ALPS処理水として混在したままタンクに貯留されているとすれば、『サブドレン及び地下水ドレン』の水が混在しているALPS処理水は海洋放出できない。」と断言しました。また、排水されずにタンク等に移送された「サブドレン及び地下水ドレン」の所在を貴社に確かめて回答すると約束しました。その後、私たちから原子力規制庁へ出した上記交渉内容を確認する文書(2月16日付)への規制庁からの回答(2月17日付)、それを受けて貴社に送った公開質問書(3月13日付、別記8~9頁参照)及び貴社からの回答(4月2日付)、さらに「東京電力から詳細を聴取したことを踏まえた」規制庁からの「補足回答」(5月10日付)及び同日に出された規制委員会のパブコメへの回答の内容と経緯は、以下の通りです。

(下線と①等の番号は引用者による)

東電回答(2023. 4. 2) : 実施計画に記載のある処理フローにおいて、サブドレンを汲み上げてトリチウム濃度が 1500Bq/L を超え、タンク等で貯留しているものはあるか、という原子力規制庁からの確認に対し、①一時貯水タンクおよび集水タンクに移送されたサブドレンおよび地下水ドレンについて、分析の結果、トリチウム濃度が 1500Bq/L を超えてタンク等に貯留しているものは無い旨、回答しています。そのため、建屋への移送については質問を受けていません。②地下水ドレンからタービン建屋への移送は、地下水が海側遮水壁を越えて直接海洋へ流出することを防止するため、海側遮水壁以下の水位を保持するために地下水ドレンの汲み上げを実施し、タービン建屋へ移送したものであり、③一時貯水タンク及び集水タンクにおいて、トリチウム濃度が運用目標以上を超えたため、移送したものではありません。タービン建屋へ移送・流入した地下水については、汚染水として浄化処理を実施し管理しています。

しかし、質問項目3および4(8～9頁参照)に対する回答は含まれていませんでした。

さらに、原子力規制委員会は5月10日に「福島第一原発の実施計画(ALPS処理水の海洋放出時の運用等)」を認可し、審査書案へのパブリックコメントに寄せられた意見への回答(考え方)も了承しています。本質問書に関連した意見への回答(考え方)は下記の通りです。

規制委の回答(考え方 pp. 37-38) : 御指摘のとおり④「地下水ドレン汲上げ水」の一部は、タービン建屋に移送され、汚染水として処理され、タンクに貯留されています。⑤これら「地下水ドレン汲上げ水」は、海側遮水壁の設置により地下水位が上昇したため、汚染された地下水が直接海に流出しないよう、2015年11月以降、緊急対応の一環としてタービン建屋に移送されたものと承知しています。また、⑥継続的に地下水や雨水の建屋への流入対策等を行った結果、現在は大雨時を含め地下水位は安定しており、「地下水ドレン汲上げ水」はタービン建屋に移送されていないと承知しています。⑦規制委員会は、2015年当時、「地下水ドレン汲上げ水」のタービン建屋への移送が緊急対応の一環であることから、実施計画に当該移送に係る設備等を記載することは求めていませんが、2015年12月の第38回特定原子力施設監視・評価検討会において東京電力から移送に係る実施状況の報告を受け、その内容を確認しています(※)。また、⑧タービン建屋に移送された「地下水ドレン汲上げ水」は、建屋内に継続的に直接流入している地下水と同様、多量かつ高濃度の汚染水と混じり合うことから、規制委員会としては、汚染水として取り扱うべきものであり、実施計画に定められた汚染水処理設備(セシウム吸着装置等)や多核種除去設備等で処理することが実施計画違反になるとは考えていません。

(※)

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/10338561/www.nsr.go.jp/data/000133831.pdf>

これを受けて、原子力規制庁は5月10日付けで福島みずほ参議院議員事務所宛に追加の回答を下記のように発出しています。

規制庁回答(2023.5.10): 2月16日にいただいた御質問について、2月17日に回答いたしました。⑨その後、東京電力から詳細を聴取したことを踏まえ、以下のとおり前回回答に補足し、再度回答させていただきます。

- (1) トリチウム濃度が1500Bq/Lを超えるサブドレン及び地下水ドレンの水は、実施計画のフローチャートでは「タンク等へ移送して原因精査」となっており、そこで作業の手続きは止まらねばならない。
- (2) 仮に(1)のサブドレン及び地下水ドレンの水が、建屋滞留水等と混在してALPSで処理され、ALPS処理水として混在したままタンクに貯蔵されているとすれば、サブドレン及び地下水ドレンの水が混在しているALPS処理水は海洋放出できない。原子力規制庁としては「混在」していないと考えている。
- (3) (1)に該当するサブドレン及び地下水ドレンの水は6.5万トン程度になると指摘されているが、それが「タンク等へ移送して原因精査」された後、実際に、どこにどのような状態で存在しているか、ちゃんと調べて福島みずほ事務所に回答する。

原子力規制庁としては、実施計画上の集水タンクにおいて、御指摘の「トリチウム濃度が1500Bq/Lを超えるサブドレン及び地下水ドレンの水」はこれまで発生していないことを東京電力ホールディングス株式会社に確認しています。

また、集水タンクにおいて、「トリチウム濃度が1500Bq/Lを超えるサブドレン及び地下水ドレンの水」が発生した際には、実施計画のとおり、タンク等へ移送し敷地内で貯留されるものと認識しています。

なお、⑩タービン建屋に移送された地下水ドレンは、集水タンクより手前に設置されている地下水ドレン中継タンクからウェルタンクを経由等して移送されたものであり、これは海側遮水壁の設置により地下水位が上昇したため、汚染された地下水が直接海に流出しないよう、2015年11月以降、緊急対応の一環としてタービン建屋に移送されたものと承知しています。また、⑪継続的に地下水や雨水の建屋への流入対策等を行った結果、現在は大雨時を含め地下水位は安定しており、地下水ドレンはタービン建屋に移送されていないと承知しています。

また、⑫タービン建屋に移送された地下水ドレンは、建屋内に継続的に直接流入している地下水と同様、多量かつ高濃度の汚染水と混じり合うことから、規制委員会としては、汚染水として取り扱うべきものであり、実施計画に定められた汚染水処理設備(セシウム吸着装置等)や多核種除去設備等で処理することが実施計画違反になるとは考えていません。

以上を受けて、改めて質問します。

- (1) 実施計画はすべての地下水ドレン汲上げ水を集水タンクへ移送することになっていた。集水タンクで運用基準を上回るトリチウム濃度となることは予測されていたのでは？

2015年当時の護岸付近の地下水観測孔およびウェルポイント/改修ウェルでの地下水トリチウム濃度は場所によっては10万Bq/L前後と極めて高く、海側遮水壁閉合に伴って汲上げた地下水ドレン汲上げ水も当然、トリチウム濃度が高いことは十分予想されたことです。実際に2015年8月時点でも、地下水ドレン中継タンクAおよびBでは3000Bq/L前後と高かったのです。これらを集水タンクへ移送すると、集水タンク内の水の「トリチウム濃度が1500Bq/Lを超えてタンク等へ貯留する」事態に陥ったと推定されます。この事実と相違ありませんか。

この事実は東電回答(2023. 4. 2)、規制委回答(考え方)、規制庁回答(2023. 5. 10)のいずれにも、なぜか記載されていません。

東電回答(2023. 4. 2)にある①と③は同じことを言い換えただけであり、実施計画にある「集水タンクで 1500Bq/L を超えるケース」は発生しなかったということだと私たちは理解します。また、②の海側遮水壁閉合に伴う地下水水位上昇を受けた地下水ドレン汲み上げ自体は事前に予想され、計画された通りに実施されたものと私たちは理解します。しかし、東電回答(2023. 4. 2)の②、規制委回答(考え方)の④⑤および規制庁回答(2023. 5. 10)の⑩の「タービン建屋への移送」については、規制委回答(考え方)の⑦で裏付けられたように、実施計画には記載されていません。実施計画上は、地下水ドレン汲み上げ水はすべて集水タンクへ移送することになっています。規制委回答(考え方)の⑦では、規制委員会は「緊急対応の一環であることから」、当該移送に係る設備等の記載を求めているとしています。

東電回答②では、実施計画上はすべての地下水ドレン汲み上げ水を集水タンクへ移送することになっていたことには言及されていません。そして、実施計画に記載されていない「タービン建屋への移送」を行なったことについての説明もなく、「タービン建屋への移送」しか選択肢がなかったかのように回答されています。どうしてでしょうか。

(2) 海側遮水壁の閉合で「緊急事態」が突然に発生したのか？実施計画違反では？

海側遮水壁閉合後に「タービン建屋への移送」が不可避だったのは地下水ドレン汲み上げ水のトリチウム濃度が、とくに中継タンク A・B で、非常に高かったからであり、そうなることは(1)で確認したとおり、事前に十分わかっていたことです。したがって、「緊急対応の一環」であり、やむをえなかったという規制委回答(考え方)の⑤や規制庁回答(2023. 5. 10)の⑩の主張は事実を歪曲して「貴社による実施計画違反や原子力規制委員会・規制庁の瑕疵」を隠蔽するためにねつ造された「事実無根のシナリオ」だと私たちは考えますが、いかがですか。

規制庁回答(2023. 5. 10)の⑩は、「⑨その後、東京電力から詳細を聴取したことを踏まえ」たものであり、貴社から「緊急対応の一環」だったという弁明を受けて発出されたものだと私たちは推測しますが、いかがですか。

また、東電回答(2023. 4. 2)の②で地下水ドレン汲み上げ水の移送先を「タービン建屋」に限定し、「集水タンクへの移送」に全く触れなかったのは、実施計画の記載内容を勝手に改ざんに等しく、「実施計画に違反する行為」だと私たちは考えますが、いかがですか。

(1) の下線部(4頁)の事態を避けるために「タービン建屋への移送」が行われたことは明白ですが、規制委回答(考え方)の⑤や規制庁回答(2023. 5. 10)の⑩では、「地下水位が上昇したため」の「緊急対応の一環」であり、「想定外の緊急事態が突然起きたのでやむを得なかった」かのように記載されています。他方、東電回答(2023. 4. 2)の②では、「緊急対応」には触れず、「タービン建屋への移送」しか選択肢がないかのように記載しています。

確かに、海側遮水壁の閉合に伴って、地下水ドレン汲み上げ自体は不可避であり、汲み上げ水を移送・処理することも不可避です。しかし、「タービン建屋への移送」は必ずしも不可避ではありません。現に、地下水ドレン汲み上げ水はそのトリチウム濃度が下がるにつれて、2016年1月以降、「集水タンクへの移送」が増え、「タービン建屋への移送」は減っています。

具体的には、集水タンクへの移送量は2015年11～12月に平均50トン/日で、平均300トン/日のタービン建屋への移送量の1/6程度でしたが、2016年には平均150トン/日へ増えて平均130トン/日のタービン建屋への移送量を上回り、地下水ドレン前処理設備の本格運用が始まった2017年3月以降、地下水ドレン汲上げ水の2号機タービン建屋への移送はほぼなくなり（3号機タービン建屋への前処理設備出口濃縮水の移送が断続的に続くが、これは汲上げ水を直接移送するものではない）、地下水ドレン汲上げ水はほぼすべて集水タンクへ移送されています。そして、集水タンクへの移送量は2017年に平均100トン/日、2018～20年に平均80トン/日と続き、2020年10月にタービン建屋の床面露出がすべて達成された後も、2021年以降40トン/日と漸減しながら続いています。

規制委回答(考え方)の⑥や規制庁回答(2023.5.10)の⑩は「地下水や雨水の建屋への流入対策等の結果、地下水位が安定した」から地下水ドレン汲上げ水がタービン建屋へ移送されなくなったと主張していますが、そうではありません。地下水ドレン汲上げ水の総量は地下水の水位低下に伴い低減していますが、それに伴って低減したのは集水タンクへの移送量であって、タービン建屋への移送量ではありません。タービン建屋への移送量が減ったのは、地下水ドレン汲上げ水のトリチウム濃度が減少して集水タンクへ全量移送しても1500Bq/Lを超えなくなり、全量移送できると判断されるようになったからです。

(3) ウェルタンクを介した移送ラインそのものが実施計画への記載漏れでは？

3月13日付け質問書の項目3で示したとおり、地下水ドレン汲上げ水のタービン建屋への移送はウェルタンクを介してウェルポイント/改修ウェル汲上げ水とともに2号機タービン建屋へ移送されていました。この移送ラインに係る設備等も実施計画に記載されていません。貴社は、地下水ドレン汲上げ水をタービン建屋へ移送する事態が避けられないことを十分認識しつつ、それを実施計画に記載しなかった本当の理由は、このウェルタンクを介した移送ラインそのものが実施計画への記載漏れ（これも貴社の実施計画違反であり、原子力規制委員会・規制庁の瑕疵にあたる）になっていたからではないかと私たちは考えますが、いかがですか。

今の実施計画には「地下水ドレン集水設備により汲み上げた地下水は集水タンクまたはタービン建屋へ移送する。」と明記されていますが、これは「実施計画変更認可申請（地下水ドレン前処理設備の設置及びサブドレン集水設備移送配管の仕様変更）」（2016.11.2申請、2016.12.8認可）で追記されたもので、2016年12月8日以前の実施計画にはなかったものです。この場合の移送先タービン建屋は3号機です。

地下水ドレン前処理設備出口濃縮水の移送ラインとして、既存のウェルタンクを介した2号機タービン建屋への移送ラインを使わず、「3号機タービン建屋への移送ラインの新設」を実施計画に記載した理由を説明して下さい。（これは、3月13日付け質問書に対する東電の回答では、答えていない項目3に関する再質問です。）

(4) 海洋放出は、「実施計画」「運用方針」違反

原子力規制庁担当者が2月9日の脱原発福島県民会議等10団体との交渉でくしくも断言したとおり、「サブドレン及び地下水ドレン汲上げ水の混在したALPS処理水は海洋放出できない」のであり、ALPS処理水の海洋放出は実施計画違反だ、と私たちは考えますが、いかがですか。

「サブドレン及び地下水ドレン」汲上げ水は例外なくすべて運用方針に従うのが当然であり、トリチウム濃度の高い地下水ドレン汲上げ水を海水で希釈して海洋放出するのは運用方針違反でもある、と私たちは考えますが、いかがですか。（これは、3月13日付け質問書に対する東電の回答では、答えていない項目4に関する再質問です。）

タービン建屋へ移送した地下水ドレン汲上げ水について、東電回答(2023.4.2)では「汚染水として浄化処理を実施し管理しています」とし、規制委回答(考え方)の⑧や規制庁回答(2023.5.10)の⑫では「ALPS等で処理することは実施計画違反にならない」としていますが、これは論理のすり替えであり、ここで問われているのは、ALPS等による処理そのものではなく、処理された地下水ドレン汲上げ水の取扱い方です。

タービン建屋へ移送された地下水ドレン汲上げ水は、(1)および(2)で指摘したように、トリチウム濃度が高く、仮に実施計画通りにすべてを集水タンクへ移送すれば1500Bq/Lを超えて「タンク等へ移送、及び原因調査」の対象になっていたものであり、本来であれば実施計画に従い、そこで「止まる」べき対象です。この1500Bq/Lを超えてタービン建屋へ移送された地下水ドレン汲上げ水の混ざった建屋滞留水を、ALPS等で処理してタンクに貯留するのは放射能汚染度を低減する実施計画上当然のことです。しかし、このような建屋滞留水は、他の建屋滞留水等とは異なり、実施計画上はタンクに貯留し続けるべき対象なのです。

3. 公衆の被ばく線量限度1mSv/年（線量告示）の担保について

福島第一原発事故によって放出された大量の放射能の汚染のため、第一原発の敷地境界でのモニタリングポストでの空間線量は現在でも3～9mSv/年程度あり、公衆の被ばく線量限度1mSv/年を担保するための法令＝線量告示に違反する違法状態にあります。下記(①～⑤)に示す通り、この現状で、トリチウム汚染水（ALPS処理水）の海洋放出は、どんな濃度であっても法令違反であり許されません。いかがですか。

- ① 福島第一原発は特定原子力施設に指定され、原子炉等規制法の一部は適用除外されていますが、公衆の被ばく線量限度1mSv/年を担保するための線量告示は適用除外されておらず、遵守しなければなりません
- ② 線量告示は敷地境界での実効線量を1mSv/年未満で規制していて、そこから除外できるのは自然放射線と医療被ばくによる線量だけです。このことは2020年11月の第37回原子力規制委員会「放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（数量告示）第24条の改正方針についての検討結果」に明記され、承認されています。
- ③ 敷地外へ放射性物質の放出には、「敷地境界での実効線量と1mSv/年との比」および「放出核種濃度の告示濃度限度との比（告示濃度限度比）の総和」の合計を1未満にすることが線量告示で求められています。
- ④ 福島第一原発の敷地境界線量は1mSv/年をはるかに超えており〔事故前は0.07μSv/時、年換算0.6mSv/年程度（東京電力「敷地周辺における線量評価について」、第7回特定原子力施設監視・評価検討会、資料3(2013.3.29)）を除外〕、新たな放射能放出は原則として認められません。
- ⑤ 2014年5月と2015年9月に運用が開始された「地下水バイパス」と「サブドレン及び地下水ドレン」には、汚染水発生の抑制という緊急避難的にやむを得ない理由がありましたが、ALPS処理水海洋放出には緊急避難的な理由がありません。

4. 「ALPS 処理水を海洋放出しなければならないとする理由」には根拠がない

貴社が「ALPS 処理水」を海洋放出しなければならないとして挙げられている「3つの理由」、即ち「①タンクは来春満水になる、②廃炉作業のために敷地を空ける必要がある、③汚染水は今後も発生し続ける」は、下記の通りいずれも根拠がないと私たちは考えますが、いかがですか。

- ① 満水になるタンク以外に、フランジタンク解体によるタンク増設可能エリアが約9万トン分あります。さらに、空けた状態の予備タンクが2.5万トン、計12万トン程度あります。「切羽詰まっている」のであれば、これらを転用すれば数年は大丈夫です。
- ② 貴社が示した廃炉作業に伴う敷地利用計画は、「2030年度頃までに共用プールを空けるための乾式キャスク仮保管施設、将来的に燃料デブリ一時保管施設等」というものです。しかし、これらは全く緊急性がありません。現在ある乾式キャスク仮保管施設と共用プールを合わせると、使用済燃料貯蔵容量には2,071体の余裕がありますので、1・2号の使用済燃料879体を取り出して貯蔵しても十分余裕があります。ですから、共用プールは満杯でも、十分冷えた使用済み燃料から、現在ある乾式キャスク仮保管施設に移動すれば、「共用プールを空ける」必要などありません。また、燃料デブリ取出しも、シールドプラグに事故時放出量の数倍ものセシウムが検出されていて、極めて困難になり、見通しが立たない状況です。急いで敷地を空けなければならない理由などありません。
- ③ 建屋内滞留水のALPS処理とサブドレンによる系統的な周辺地下水水位低減で、すでにタービン建屋と廃棄物処理建屋は床面露出しています。さらに今、原子炉建屋の床面露出へと進んでいて、汚染水発生ゼロが可能な段階に来ています。現在は2週間に10cmのペースで滞留水の水位を下げっており、2022年度末には1号炉で水深0.5m、2・3号炉で水深2.0mになり、このペースを順次続ければ90週、2年以内に原子炉建屋の床面露出は可能になります。屋根からの雨水侵入も1号機だけとなり、屋根の設置をあと1～2年で終われば、汚染水発生ゼロは可能です。

以上

(参考) 3月13日付け質問書の質問事項。このうち、4月2日付け回答には質問項目3および4への回答は含まれていなかった。

1. 貴社は、2月9日～17日の間になされた原子力規制庁からの確認の問い合わせに対して「『トリチウム濃度が1500Bq/Lを超えるサブドレン及び地下水ドレンの水』はこれまで発生していない」との回答を行ったことに相違ありませんか。
2. 私たちの把握している上記の事実によれば、「サブドレン及び地下水ドレン」の汲上げ水のうち、集水タンクへ送られた水は、中継タンクで、集水タンクとタービン建屋に移送先が仕分けられているため、集水タンクでの分析の結果「(1,500Bq/L超のために)タンクへ移送」されたものはありません。しかし、トリチウム濃度の高い中継タンクAの水はほぼ全量、中継タンクBの水は約4分の1、中継タンクCの水はごく一部が、タービン建屋へ移送され、ALPS処理されています。貴社の回答は、前者の集水タンクへ移送された水に限った回答であり、後者のタービン建屋へ移送された水を除外しているではありませんか。

3. 今の実施計画では、「地下水ドレン集水設備は、地下水ドレンポンド揚水ポンプ、地下水ドレン中継タンク、地下水ドレン中継タンク移送ポンプ、地下水ドレン前処理装置及び移送配管で構成する。地下水ドレン集水設備により汲み上げた地下水は集水タンクまたはタービン建屋へ移送する。」（p. II-2-35-7）とされていますが、「3号機タービン建屋へ移送する」のは「地下水ドレン前処理装置」の出口濃縮水であり、ポンドA～Eで汲上げたばかりの水ではありません。他方、「地下水ドレン前処理装置」設置前の2016年11月までの実施計画では、「地下水ドレン集水設備により汲み上げた地下水は集水タンクへ移送する。」とされていて、「タービン建屋への移送」は記されていません。ところが、貴社は、ポンド汲上げ水を中継タンクからウェルタンクへ移送し、そこからウェルポイント汲上げ水とともに2号機タービン建屋へ移送していました。当時の実施計画の前提は、「ポンドA～E汲上げ水のすべてが集水タンクへ移送される」ことであり、集水タンクでの分析で「(1,500Bq/L超のために)タンクへ移送」されることが明確な水をタービン建屋へ移送していたにすぎないのであり、「サブドレン及び地下水ドレンの水」には、集水タンクだけでなく2号機タービン建屋へ移送された水も含まれるのは当然です。貴社が原子力規制庁への回答に際して、「タービン建屋へ移送した地下水ドレン汲上げ水」を除外した理由を説明して下さい。

また、地下水ドレン前処理装置設置以降の出口濃縮水移送先は3号機タービン建屋であり、地下水ドレンポンド汲上げ水のウェルタンクを介した移送先である2号機タービン建屋とは異なります。ウェルタンクを介した2号機タービン建屋への移送ルートがあるにもかかわらず、地下水ドレン前処理装置出口濃縮水の移送にこれを利用しなかった理由を説明してください。

4. 「サブドレン及び地下水ドレン」の水については、「1500Bq/Lを超える水は、希釈しない、排水しない」ことが「サブドレン及び地下水ドレンの運用方針」（2015.9）に明記され、実施計画にも明記されています。地下水ドレン中継タンクから集水タンクやタービン建屋へ移送されたすべての水にこのルールは適用されるはずですが、ALPS処理水を海洋放出すれば、このルールが破られてしまいます。東京電力としては、このルールを遵守するつもりはないのですか。

このルールを遵守するには、建屋滞留水によるALPS処理水と「サブドレン及び地下水ドレン」のタービン建屋移送水（ポンド汲上げ水と地下水ドレン前処理装置出口濃縮水の両方）によるALPS処理水を分ける必要がありますが、現実には大半のタンク水が両者の混在した処理水になっていて、事実上不可能です。このルールを遵守するためにはALPS処理水の海洋放出を断念する以外にないと私たちは考えますが、いかがですか。

なお、この質問への回答は、1週間以内に、文書で下記連絡先
e-mail:cherno-kansai@titan.ocn.ne.jpまで添付送信してください。

政府交渉呼びかけ10団体：脱原発福島県民会議、双葉地方原発反対同盟、福島原発事故被害から健康と暮らしを守る会、フクシマ原発労働者相談センター、原水爆禁止日本国民会議、原子力資料情報室、全国被爆2世団体連絡協議会、原発はごめんだ！ヒロシマ市民の会、チェルノブイリ・ヒバクシャ救援関西、ヒバク反対キャンペーン

連絡先：原子力資料情報室（担当：高野聡） Tel：03-6821-3211 e-mail：takano@cnic.jp
チェルノブイリ・ヒバクシャ救援関西（担当：振津かつみ）

Tel：090-3941-6612 e-mail：cherno-kansai@titan.ocn.ne.jp